

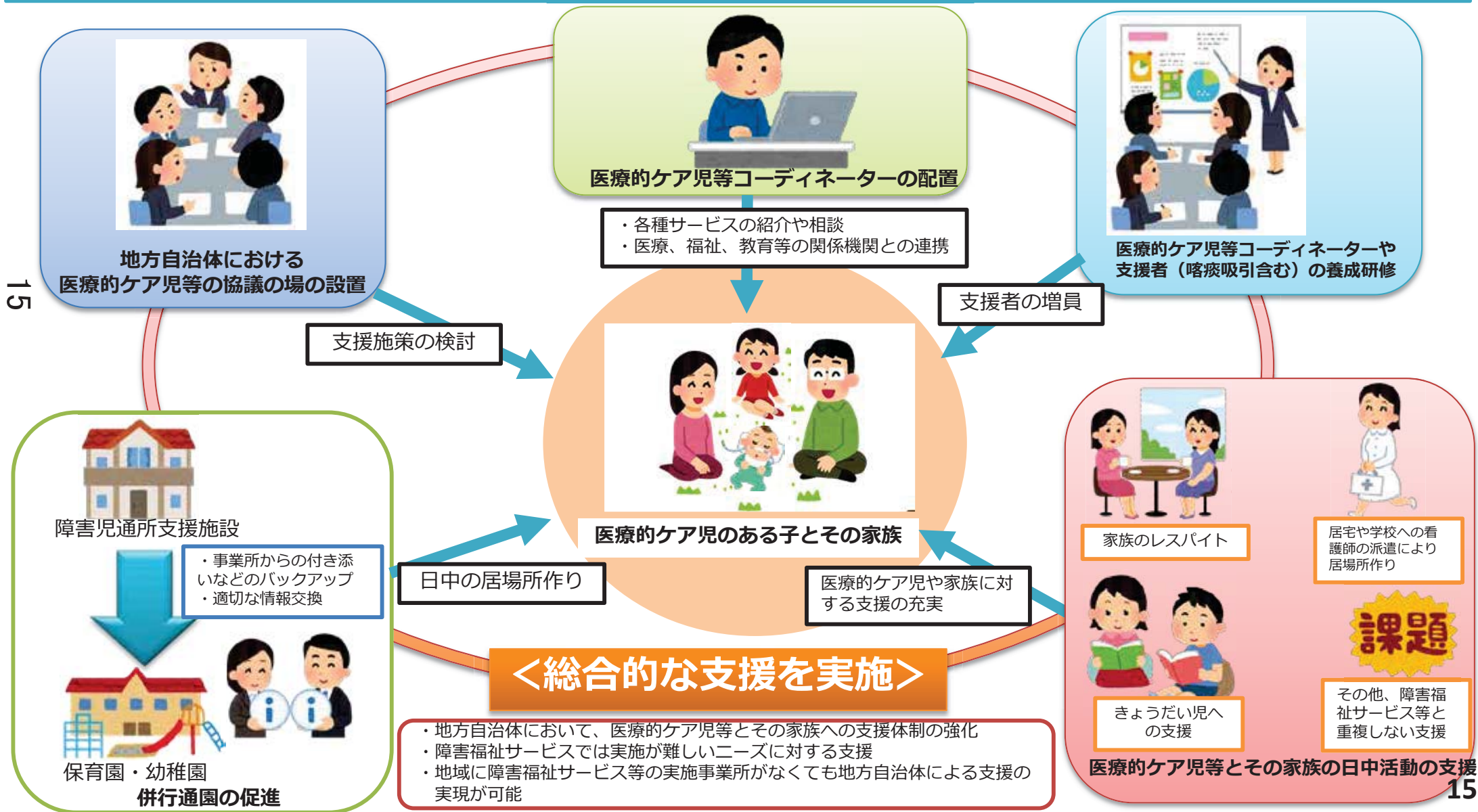
医療的ケア児等総合支援事業（地域生活支援促進事業）

～医療的ケアのある子どもとその家族の笑顔のために～

【事業内容】

医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける医療的ケア児コーディネーターの配置や地方自治体における協議の場の設置など地方自治体の支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施する。

【実施主体】 都道府県・市町村 【令和元年予算】 地域生活支援促進事業 128,543千円



「医療的ケア児保育支援モデル事業」について

令和元年度予算：保育対策総合支援事業費補助金 381億円の内数

1 事業概要

保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。

<対象事業>

- ・都道府県等において、医療的ケア児の受け入れを行う保育所等に、認定特定行為業務従事者である保育士又は看護師等（看護師、准看護師、保健師、助産師）を配置
- ・保育士が認定特定行為業務従事者となるための研修受講を支援
- ・配置された保育士又は看護師等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等を配置
- ・**管内の保育所に対して医療的ケア児の受入れ等に関する支援・助言を行う医療的ケア児保育支援者を配置（※）**
- ・その他、医療的ケア児の受入れに資するもの

※ 令和元年度より対象を拡充

2 事業の対象

(1) 対象児童

子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する医療的ケア児で、集団保育が可能であると市町村が認めた児童

(2) 対象施設

保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所

3 補助単価等

実施主体：都道府県・市町村

予算か所数：60か所

補助単価（1か所あたり）：①看護師等を配置して医療的ケアを行う場合：745万円

②看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合：690万円

補助率：（直接補助）国1/2、都道府県・指定都市中核市1/2

（間接補助）国1/2、都道府県1/4、市町村1/4